

第53回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年6月6日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月6日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 2 第 58号議案 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第8号）の承認について
第 59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第9号）の承認について
- 日程第 3 第 60号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第7号）の承認について
- 日程第 4 第 61号議案 宍粟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例について
- 日程第 5 第 62号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例及び宍粟市教職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 第 63号議案 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例及び宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について
第 65号議案 宍粟市波賀サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 第 64号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 第 66号議案 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更について
- 日程第 9 第 67号議案 損害賠償の額の決定について
- 日程第 10 第 68号議案 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）

- | | | |
|---------|---------|---|
| | 第 69号議案 | 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) |
| | 第 70号議案 | 平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算 (第1号) |
| 日程第 1 1 | 請願第 2号 | 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請について |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 2 | 第 58号議案 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分 (専決第8号) の承認について |
| | 第 59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分 (専決第9号) の承認について |
| 日程第 3 | 第 60号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算 (第6号) の専決処分 (専決第7号) の承認について |
| 日程第 4 | 第 61号議案 宍粟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例について |
| 日程第 5 | 第 62号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例及び宍粟市教職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 第 63号議案 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例及び宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について |
| | 第 65号議案 宍粟市波賀サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 第 64号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 第 66号議案 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更について |
| 日程第 9 | 第 67号議案 損害賠償の額の決定について |
| 日程第 1 0 | 第 68号議案 平成25年度宍粟市一般会計補正予算 (第1号) |

第 69号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

第 70号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第11 請願第 2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請について

応 招 議 員 (18名)

出 席 議 員 (18名)

1番 林 克 治 議員	2番 稲 田 常 実 議員
3番 飯 田 吉 則 議員	4番 大 畑 利 明 議員
5番 鈴 木 浩 之 議員	6番 伊 藤 一 郎 議員
7番 榎 橋 美 恵 子 議員	8番 西 本 諭 議員
9番 秋 田 裕 三 議員	10番 藤 原 正 憲 議員
11番 東 豊 俊 議員	12番 福 嶋 齊 議員
13番 小 林 健 志 議員	14番 山 下 由 美 議員
15番 岡 前 治 生 議員	16番 実 友 勉 議員
17番 高 山 政 信 議員	18番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長 中 村 司 君	書 記 宮 崎 一 也 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君
一宮市民局長 秋 武 賢 是 君	波賀市民局長 西 川 龍 君
千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君	企画総務部次長 花 本 孝 君
まちづくり推進部長 西 山 大 作 君	市民生活部長 岸 本 年 生 君

健康福祉部長 浅田雅昭君

農業委員会事務局長 前田正明君

水道部長 船引英示君

総合病院事務部長 広本栄三君

産業部長 前川計雄君

土木部長 平野安雄君

教育委員会教育部長 岡崎悦也君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岸本義明君） おはようございます。

開会に先立ちまして、新しく就任されました副市長、教育長が出席されておりますので、順番に自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○副市長（清水弘和君） 改めまして清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議長から機会をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

さきの本会議におきましては、私の人事案件に対しまして、御同意を賜りまして本当にありがとうございました。

私は、教養はもちろんでございますが、見ていただいたとおり、風格も何もございません。その器ではないということは自覚をいたしております。しかしながら、市長から任命をいただきましたので、市長が示されます方針・方向に向かいまして職員の皆さん方と一致団結して市民の皆さん方から信頼が得られるよう、議会の議員さんの理解を得ながら、努力してまいりたいというふうに思っております。ひとつどうぞ御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○教育長（西岡章寿君） 過日、教育長を拜命いたしました西岡章寿と申します。よろしく申し上げます。

今日は緊張しておるんですけども、短く挨拶をせよと承っておりますので、私の取り組みたい姿勢を一言だけ述べさせていただきたいと思っております。

凡事徹底という言葉がありますが、平凡なことを徹底してやるという意味です。もう少し突き詰めますと、やるべきことを一生懸命やると、そういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

それだけではやはり不十分なので、そこに三つの要素をつけ加えたいと思っております。

一つ目は、熱意を持ってやると。熱意を持って取り組めば必ずアイデアが出てくる。中途半端な気持ちでやるとグチしか出てこない。

二つ目は、誠意を持って取り組みたい。たくさんの市民の方が、うち4課ありますが、がおられます。その人たちに丁寧に、親切に対応することが市民の信頼を得ることであると思っております。なおまた、大事にしたいことは挨拶であります。いらっしやいませ、こんにちは、少々お待ちください。そういうふうな言葉で対応することによって出会いの一步、コミュニケーションの一步が生まれるということで、挨拶を大事に取り組んで、誠意ある対応をしていきたいと思っております。

三つ目は、創意であります。創意は、たくさんの市民の方が参加されるいろんな行事等がありますが、去年と同じ取り組みでは満足していただけないと思います。

豊かな心を育めますように、凡事徹底、熱意、誠意、創意を持って取り組む所存でえます。職員とともに頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岸本義明君） ありがとうございます。

では、ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

報告1、去る6月3日、岡前治生議員から一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、同日これを許可しましたので報告します。

報告2、地方自治法第180条の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から議長宛に提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書が市長から議長宛に提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、今期定例会の説明員について、お手元に配付しております議長宛通知書写しのおとり、変更の通知がありましたので報告します。

報告5、本日、市長から議案13件が提出されております。

以上で報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議会運営委員会委員の選任について

○議長（岸本義明君） 日程第1、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、岡前治生委員の辞任に伴う補欠委員を委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。

お諮りします。

議会運営委員会委員に山下由美議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしましたとおり、山下由美議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第2 第58号議案～第59号議案

○議長（岸本義明君） 日程第2、第58号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第8号）の承認についてから、第59号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第9号）の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） おはようございます。

それでは、第58号議案及び第59号議案の税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第58号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第8号）の承認につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正の1点目は、平成25年度税制改正において、国税では、現在の低金利の状況にあわせて延滞税及び還付加算金の割合を引き下げる改正が行われました。この国税の見直しを受けまして、地方税も延滞金及び還付加算金割合の見直しを行うものであります。

次に、2点目は、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、市民税における住宅ローン控除の対象期間を、所得税における住宅ローン減税の延長にあわせて、平成29年12月31日まで延長するとともに、控除限度額を拡充するものであります。

次に、第59号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第9号）の承認につきましても、地方税法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1を減額する改正であります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、いずれも主に地方税法等が3月30日付等で公布されたことに基づくものであり、改正時期との整合を

図る上で急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決を行ったものであります。

議員各位におかれましては、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。58号と59号議案について、一括して質疑をしたいと思います。

委員会付託されるんで、委員会の場で詳細に答えていただければいいと思いますので、わかりやすく答えていただけたらと思います。

その前に、あえて一言申し上げておきたいんですが、こういう大事な税条例というのが、毎年この6月議会で専決処分として出てくるんですけども、これが今議会改革の中で通年議会という方法をとれば、こういう専決処分というのが極力減るといふようなことがありますので、またそのあたりのところも議会として検討が必要なんかなというふうに思っております。

それで質疑に入りますけども、毎年税条例というのは大変難しいんですね。言葉が難しい言葉で書いてありますので、いくら読んでも、ほんまに市民にとってどういふ影響かあるかということが大変わかりにくいものであります。そういう点で、今市長の説明で概ねわかったんですけども、具体的に言えばどういふことになるのか教えていただきたいのと、先ほども言いましたように、税法の改正というのは大変わかりにくいので、どこがどう変わったのか、具体的に市民にとってどうなるのかというふうなところを委員会に資料を提出していただきたいなというふうに思います。

それと、国民健康保険税条例の関係でありますけれども、これも大変、私も読んだだけではちょっとわかりにくかったんですけども、今回の改正によって、国保加入者にとってはメリットやデメリットというのは具体的にどうなるのか。メリットばかりあるんやったらいいんですけども、なかなか先ほども言いましたように難しい言葉で書いてあるので、デメリットはないのかなというふうなことがなかなかわかりにくいので、説明をしてください。

それと、もう一つは、私が通告しておる4点目とも関係するんですけども、私は、

選挙の中で大変国保税が高いという言葉はたくさん聞きました。そういう中で市長の耳には入っていないのかということなんですけども、その点お聞かせください。それにあわせて税率の引き下げとか、資産割の廃止というふうなことは考えておられないのか。

以上です。

○議長（岸本義明君） 答弁。市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 選挙で声を聞かなかつたかと、こういうところでのお答えをしたいと、このように思いますが、選挙期間中におきまして、特に国保税あるいは上下水道は高いのではないかと、この声は聞きました。ただ、なぜこのような金額になっているのかなどを含めて、根拠になる詳細を今後検証する中で私自身としても適切な判断を行いたいと、このように考えております。

したがって、今回の補正を含めた改正につきましては、これまでの経過の中で医療費あるいは決算見込み、所得の状況等で判断をしております、いわゆる継続すべきことは尊重すると、こういうことであります。

以上であります。

○議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 第58号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例のことにつきまして、少しお答えさせていただきたいと思っております。

今回の内容は先ほど市長が申し上げましたように、地方税法の一部を改正しまして、市の税条例を改正するというものでございまして、今回の改正点につきましては8点ございます。地方税法から引用しております関係上、直接宍粟市民に関係ない、関係ないと言いますのもおかしいですけども、ちょっと関係が薄いという部分もかなりございます。

今回、宍粟市民に直接関係があるものにつきましては、2点ございます。先ほど市長のほうからも説明ございましたけども、まず、延滞金及び還付加算金の利率について、現在の低金利の金融情勢を踏まえて、納税者の負担を軽減するという観点から国の延滞税及び還付加算金の見直しにあわせて市条例の利率を引き下げる改正でございまして。

もう1点につきましては、これは非常に関係が深いものでございまして、平成26年4月1日から消費税の改正がされます。引き上げということになると思っております。それに伴う影響を平準化する観点から個人市民税における住宅ローン控除の対象期間、平成26年1月から平成29年末までの4年間引き延ばすというものでございまして。

あわせて控除限度額も拡充するというものがございます。

それと、先ほど議員から要望ございました資料につきましては、また議長と相談の上、また対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 国保の関係は答弁ないんですか。

○議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 国保税の関係ですけれども、議員御質問のメリット、デメリットという御質問でございますが、今回の改正につきましては、75歳になりますと、国保から後期高齢のほうに変わるということになります。同じ世帯の中で国保の方、そして後期高齢に移られる方というケースの場合、両方ともに積算されるということがありますので、非常に負担が高くなります。そういった場合に国保税の平等割につきましては5年間、2分の1軽減するというもの、今までもありましたんですが、その後3年間、4分の1を軽減するという、今回は期間延長でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 委員会付託されるんで委員会の席でしっかりやってもらいたいと思うんですけども、今回の国保の関係ですけれども、期間延長がされるというふうなことで、私も大変勉強不足で教えていただきたいと思いますけれども、これについては所得制限があって、いわゆる軽減対象世帯に対してのこの軽減措置の延長ということになるのか、それとも軽減対象世帯以外にも適用になるものなのかどうか、そのあたりだけちょっと教えておいてください。

○議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 積算してみないと個々に違いますので、ただ、今回の改正点におきましては、お二方おられて、1人は国民健康保険におられると。もう一方が後期高齢者のほうに行かれるという状態での積算でございますので、ケース・バイ・ケースで金額的には違いますけれども、原則的にいいますと、それぞれで積算するんですけども、先ほども言いましたように合算してその部分だけは軽減していこうという考え方でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岸本義明君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案から第59号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第58号議案から第59号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第3 第60号議案

○議長(岸本義明君) 日程第3、第60号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の専決処分(専決第7号)の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長(福元晶三君) 第60号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の専決処分(専決第7号)の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の専決補正予算は、平成24年度中の予定事業について、地元調整や国事業の追加などの理由により、年度内実施が困難となった事業につきまして、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

これらにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、緊急やむを得ないものに限って補正を行ったものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

○15番(岡前治生君) 15番です。繰越明許費の補正で追加と変更ということで大変たくさん出ております。この理由は、多分3月に国の大型補正があった関係でやむを得ないものだということはわかるんですけども、それぞれどういう理由で繰越明許になっておるのか、一つ一つの事業ごとに簡単でいいですのでお答え願えたらと思いますし、それが難しいようでしたら、私が所属している常任委員会に付託さ

れますので、そこに丁寧な資料を出していただいたら結構ですので、そういう対応をしていただきたいと思います。

それとあわせて、今回、新人の議員さんが多いので、繰越明許費とは何ぞやというところも含めて一度説明していただいたらいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

副市長、清水弘和君。

○副市長（清水弘和君） 全部で12項目のそれぞれの全部の分野にまたがりまして、私のほうから簡単に申し上げます。

まず、繰越明許とは先ほど市長が申されましたように、単年度予算の原則の中で例外として翌年度に繰り越したり、また、複数年にわたって使い方ができる一つの手法でございまして、今回の場合は平成24年度、いわゆる平成25年の3月までに完成をしなければならないものが、いろんな事情によって平成25年度にまたがるということで、翌年度に繰り越すと、これが繰越明許費でございまして。

個々の概要を簡単に申し上げます。まずは、一番最初の再生可能エネルギーの関係でございまして、これについては秋に個人の方に家を建てる決定通知をいたしておりました。平成25年3月には家が完成する見込みであったのが、個人の2月の人事異動等の関係で若干屋根の工事が遅れるという事態がございまして、この1件の20万円を繰り越したものであります。なお、6月末には完成ができるというふうに伺っております。

次に、林道用地の購入でございまして、これは県施工区間の境界杭、いわゆる官民境界とかいろんな分筆線が杭を打つ作業を県が行ったというような想定でございまして。ただ、雪によりまして明確な施工ができないということで、測量をするのに予想以上に時間がかかったということで、やむを得ず繰り越したものでございまして。買収については測量ができたところから随時購入していくという内容です。

次に、交通安全施設の整備ですが、これについては先ほど市長が申されましたように、国の予備費の追加配分によりまして、予算だけ上げて次のときに施工するというものでございまして。

それから、住宅の関係につきましては、下比地住宅の完成はしたんですが、入居者が移転されます補償、1人10万円の6人分、これが説明会等の事情とか、6人の方がそろわれる関係で若干手間どったというようなこともございまして、4月上旬には完成をしておりますが、これを繰り越したということです。

それから、一宮北中学校は、新たに入学される生徒の紫外線関係の障がい関係をやったんですが、2回入札をしたんですが、価格が予定価格に達せず不調に終わっております。その関係で若干繰り越しがあったと。ただ、入学にはちゃんと間に合う施工ができたということでございます。

それから、歴史資料館の修繕につきましては、配電盤関係が関西電力、これの申請事務に若干手間取りまして、その関係で繰り越しております。

それから、追加のほうの最後の史資料刊行事業でございますが、これについては印刷をする段階になりまして、表記とか掲載の写真の部分に著作権等のちょっと疑問が生じたので、そのような調整を行ったものでございます。

次に、変更でございますが、緊急のため池については、かさ上げ部分プラス安全対策の柵が地元から要望がございまして、これを追加した関係でございます。

それと道路維持修繕につきましては、三津神谷線、これは地権者の関係の調整が災害復旧の関係でちょっと調整が遅れた関係、こういうことでございます。

それから、新設改良におきましては今宿6号線、これにつきまして2月下旬に締結ができたんですが、個人の移転等の関係で若干時間を要して、年度内には難しかったと。

それから、河川新設改良につきましては、一宮の中台川と思います。これの関係の進入路が農地関係を使わなければならないという状況の中で、地権者の関係で調整に時間がかかったと。

最後に、市営下比地団地は、国が追加配分を3月末に行ってきたことによりまして、平成25年から繰り越したものでございます。

以上です。

○議長（岸本義明君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第60号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第60号議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第4 第61号議案

○議長（岸本義明君） 日程第4、第61号議案、宍粟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第61号議案、宍粟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、都市計画法の第4条第9項に定められた都市計画の一つである地区計画等を定める場合に、同法第16条第2項の規定により、その地区計画等の提示方法と意見の提出方法について条例で定める必要があるため、制定するものであります。

今回制定する手続につきましては、社会、経済情勢の変化や住民ニーズに対応したそれぞれの地区の特性に合ったまちづくりを推進するための手法として活用できるものであります。

議員各位におかれましては、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。地区計画というのが私もあるのを知らなかったんですけど、この地区計画というのは具体的にどういうものであるのか、まずお聞かせ願いたいのと、いわゆるこの間、ずっと懸案事項になっております区画整理事業との関係はどういうことになるのか、その2点教えてください。

○議長（岸本義明君） 説明を求めます。

土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、お答えをいたします。

2点でございます。まず、1点目の地区計画の具体的な内容でございます。これは都市計画法上の一つの手法でございます。既存の都市計画を前提に地区の事情に応じた地区ごとのまちづくり計画で、現行の建築基準法など全国一律の規制を補い、地区ごとのまちづくりを目指すために、地区自らがその地域に合ったきめ細やかな規制を行う制度であって、既存の用途区域の規制を強化なり、また緩和できる制度であります。それが地区計画でございます。

具体的な内容につきましては、地区計画には方針と整備計画の二つから成り立っております。まず、方針につきましては、それぞれ任意の区域の目標や将来像を定めるための方針がされます。それから、地区の整備計画については、その区域内での公園や道路などの建物の配置、建て方なりルールを一定詳しく定めるといふような内容になっております。

それから、2点目の区画整理との関連についてのお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

まず前段として、都市計画の中には三つの大きな分野がございます。一つは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地の規制に係る土地利用でございます。土地利用が1点でございます。2点目は、道路や公園をつくるといった都市施設の整備でございます。整備が2点目でございます。三つ目がお尋ねの区画整理や工業用の団地造成といった市街化開発事業、この三つから都市計画事業は成り立っております。

そのような中で、地区計画は一つ目の土地利用の中に位置しまして、主に現在用途指定されております地域において、先ほど市長の提案理由にもありましたように、地域の事情に応じた地区ごとに細かくまちづくりをつくるための計画というふうに捉えていただいております。

それから、二つ目の都市施設の整備とは、今も計画しております都市計画道路や都市公園の都市施設を整備する事業、これが二つ目でございます。

それから、三つ目の区画整理が市街化開発地域事業に位置します、公共施設の整備や宅地の利用増進を図る事業で、土地の利用の規制と都市開発事業と相反するようでございますが、いずれもともに都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、健康で文化的な都市機能を図るということを目的としたものでございますので、それぞれの分野で検討を加えていきたいという計画でございます。

以上でございます。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。その区画整理事業との関係でお聞きしたいと思うんですけども、城下地域が区画整理事業として指定されて、そのためになかなか家の建て替えもできないとか、いろんな規制がかかってきております。やっと下水道だけはできたのかなというふうに思っているんですけども、それで、区画整理事業が進まなかった一つの原因としては、減歩ということがあったと思うんですね。それとのかかわりでいえば、今度、例えば地区計画をつくることによって、区画整

理区域としての網を外すことができるのか、もしそうすることができるのであれば、それぞれの地域で自分たちの自由なまちづくりの絵をかいて進めることができると思うんですけども、その区画整理事業ということになると、いろいろな規制がかってきて、賛成、反対に分かれてしまって、この間も何十年ということでは進まなかったということになると思うんですけども、そのあたりの関係が大変わかりにくいので、そのあたり再度説明していただけますか。

○議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） 区画整理に関する御質問でございますので、今回の地区計画との関連についてお答えをさせていただきたいと思えます。

御案内のとおり、区画整理事業については昭和47年に都市計画区域の4,900ヘクタール余りのうちの102ヘクタールを区域設定したものでございますが、40年余りの状況の中で、それぞれ社会情勢なりいろんな状況が変わってきております。特に、この間、今言われますように、賛成、反対の中で建築制限をかけたり、それから減歩の問題、さらには40年余りたっている中での相続なり、当初の計画からかなり土地の地権者等の相続関係も変わってきております。そのような課題がある中で、昨年末に県のほうで、ただ単に長期未着手の区画整理事業については、今後見直しも含めて検討すべきという基本的な大きな変更が出ております。今後、市長とも相談をさせていただきまして、市長の判断のもとに、できましたら今区域内のそれぞれ102ヘクタールに係る部分の住民の意向の調査、それから考え方等も十分把握して再度区画整理102ヘクタールのうち、今完了している4.3ヘクタールを除きました97ヘクタール部分についての基本的な考え方について、今年度から具体的に取り組んでいきたいと。したがって、今回の用途区域の変更に伴います地区計画とは直接的な関連はないというふうに理解していただいて結構かと思えます。

以上です。

○議長（岸本義明君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第61号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第61号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第5 第62号議案

○議長（岸本義明君） 日程第5、第62号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例及び宍粟市教職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第62号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例及び宍粟市教職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

財団法人兵庫県学校厚生会が平成25年3月22日付で一般財団法人として認可され、4月1日より一般財団法人へ移行しました。これに伴い法人名称が「一般財団法人兵庫県学校厚生会」となりましたもので、各条例中に引用する同法人名の整理を図るものであります。

議員各位におかれましては、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第62号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

ただいまより討論を行います。

本議案に関しましては通告が提出されておられませんので、これで討論を終了した

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

第62号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第62号議案は、可決することに決しました。

日程第6 第63号議案及び第65号議案

○議長(岸本義明君) 日程第6、第63号議案、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例及び宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について及び第65号議案、宍粟市波賀サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長(福元晶三君) 第63号議案及び第65号議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第63号議案、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例及び宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例につきましては、本市では、ばんしゅう戸倉スキー場及びちくさ高原スキー場のそれぞれを指定管理者により管理運営し、冬季の本市への来訪者の確保に努めているところですが、レクリエーションの多様化に伴い、全国的にスキー場の利用者が減少する中で、新たな利用者の獲得並びにリピーターの確保は大きな課題となっております。

このような中で、今回提案いたします内容は、スキー場利用客の確保を図るため、両スキー場で利用でき、またスキーシーズンを通じてリフトが利用できる「シーズン券」を新たに設定するものであります。その金額につきましては、県内のスキー場のシーズン券の料金設定を参考するとともに、二つのスキー場で利用できる共通シーズン券であることを考慮し、3万5,000円に設定するものであります。

また、ちくさ高原総合レクリエーション施設では、夏季シーズンの利用者の拡大

を目的として、ゲレンデ内に「ゆり園」を整備し、7月にオープンする予定としております。この「ゆり園」の整備に伴い、夏場のリフトの稼働が必要となりますが、現行条例に定めるリフト使用料1回券は、スキーシーズンの利用を想定した使用料となっておりますので、夏場を想定した1回券のリフト使用料を新たに設定するものであります。その金額につきましては、スキーシーズンに比べ、1人が利用する回数が制限されるため、運営経費等を考慮し、1回券の金額を500円に設定するものであります。

次に、第65号議案、宍粟市波賀サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例につきましては、施設の老朽化が著しいテニスコートを改修し、利用ニーズの高いオートキャンプ場として整備することで、さらなる入込客の増加を図るものであります。

このオートキャンプ場が6月末に完成する見込みとなりましたので、条例にオートキャンプ場に係る施設利用料を追加し、サイクリングターミナル施設の充実を図り、交流人口の増加に努めるものであります。なお、利用料の設定については、市内のオートキャンプ場の利用料を参考として設定しております。

議員各位におかれましては、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。議長に訂正をお願いしたいんですけども、発言通告で議案番号が59号になっていますが、63号に訂正をお願いいたします。

スキー場の関係なんですけど、僕はこれぱっと見て、ちょっとあまりにも商売っ気がないなというのが第一の感想です。

といいますのは、3万5,000円というのが、結局、大人が中学生以上になっておりますし、10回行ってもとがとれるということですよ。ですから、1シーズンに10回行く人というのはどの程度見込んで、こんな金額設定にされておるのか。僕だったら、例えば1万円程度に抑えるとかして、うちとこなんかも昔を振り返ってみますと、ちょうど小・中学校のときに一番スキーに行きたいんですけど、子どもは。中学校になったら部活が入ってきますから、なかなか行けなくなりますけど、小学校のときですね、一番よく行けたのが。そういうことから考えますと、もっと3万

5,000円というのは安くしてやったほうがどうせやったらいいと思いますし、何でシーズン券に対しては子ども料金というのが設定されていないのかなとも思いますし、そういう点で私の経験からいうと、家族券的な、そういうものを考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、あえて市営の両方ともスキー場ですから、市内の子どもたちについてはリフト代というのは無料にするぐらいの、市長もスポーツ立市というふうなことを掲げておられますので、思い切ったそういう施策が必要なんじゃないかなと思います。

それと、もう一つは、もしシーズン券を売って、暖冬でスキーが10回もできなかった場合、損害賠償の請求の対象になる可能性もありますが、そのあたりのところはどうか考えておられますか。

以上です。

○議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 大きくは4点御質問があったのかなというふうに思っております。

まず、第1点目の今回条例化の導入を予定をしておりますシーズン券につきまして、金額的に今3万5,000円という金額で提案をさせていただいております。御存じのとおり、これはマックスの金額でございますので、あと指定管理者と協議をさせていただいて、幾らにするのかという決定はまた次のシーズンを目標に協議をしたいというふうに思っております。

その中で、果たして3万5,000円という金額でいいますと、10回以上ということ、何名ぐらい見込みというのは非常に立てにくいんですけども、県内でもほかのスキー場が既に導入をしておるところもございます。それと、早くからシーズン券の購入を希望すれば早割という安くできる制度もございます。そこらを加味いたしまして、御存じのとおりこの券は戸倉とちくさの共通券ということの扱いを予定しておりますので、少なくとも400名、500名以上の方は御利用いただくんじゃないかなというふうな、とりあえずは見込みを持っておるところであります。購入いただいた方については、それ以上来ていただくということを見込んでおります。

それから、子ども用のシーズン券、この件につきましては、今、指定管理と協議をしておりますので、このマックスの金額以内で子どものシーズン券も導入するという方向で検討を進めております。金額等につきましては、その中で決定をさせてい

ただきたいというふうに思っております。

それから、スポーツ立市ということで、やはり子どものスポーツに対する活気を高めようということで、無料にするぐらいの心構えということでございます。今現在は、市内の小・中学校の児童生徒に対しては育成券という券で、年間3,000円で券を購入すれば、何回乗ってもいいですよという券を既に交付をしておるところでございます。また、家族券という御提案もございました。これにつきましても今後検討をしたいというふうに思いますけども、今のところは一定の負担をいただくということで、育成券の3,000円ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、非常に暖冬ぎみでスキーのできる期間が非常に不透明だということで、暖冬だった場合に、この払い戻しはどうかという考えですけども、この件につきましても非常に信州、北海道等を担当のほうで確認をいたしました。大きく3点あるわけなんですけども、雪不足によってオープンが遅れた、それと、早く雪が融けてシーズンが終わってしまったということが一つの原因、それから、天災などの不可抗力によってスキーができないという状況、それから、3点目には紛失というようないろんな条件があるわけなんですけども、担当のほうで確認をさせていただいた中では、ほかのスキー場等についても払い戻しはしないというような契約といえますか、そういうものをもってシーズン券を設定しておるといような状況というふうに聞いております。幸いにも今のところはちくさ高原と戸倉の共通券ということで運営をしたいというふうに思っておりますので、たとえば、今、戸倉のスキー場で雪不足になったといたしましても、ちくさ高原は今のところ人工降雪機を備えておりますので、ちくさ高原のほうで楽しんでいただけるといようなことも今メリットとしてはございますので、そういうふうな方向で進めたいというふうに思っております。

総論的には、市長が先ほど提案理由をいただいたところなんですけども、非常に暖冬で戸倉もちくさも経営が非常に圧迫しておるとい状況で、株式会社マックスさんに参画をいただいて、新たな視点で今何とか業務改善、サービス向上に努めようということに努力をいただいておりますので、あわせて協議をしたいと。また、戸倉のほうは、今年いっぱい指定管理の期間が切れますので、今現在、指定管理の公募中でございます。今現在、参画をいただいている会社につきましては、方向とすれば戸倉にも暖冬ぎみでありますので、人工降雪機の導入、そういう御提案もしたいということも聞いておりますので、何とかスポーツ立市、観光基本計画

に基づいて二つのスキー場がシーズンを通して利用いただけるようなことを検討していきたいというふうに思っております。御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。細かいことはまた委員会でお聞きしますが、一つは人工降雪機ということをおっしゃるけれども、人工降雪機も六甲山にあるスキー場みたいに氷を砕いてする人工降雪機ではありませんので、一定気温が下がらなければ雪はできないんですね、今のちくさの分についてはね。だから、そういうことからいうと、暖冬になってしまえば雪自体つくれないんですよ。だから、この間もせっかくの人工降雪機が生きてこなかったということがままあったんですね。だから、そういうことから考えても、せっかくシーズン券買っても結局土日にうまいこと雪が降ってくれなければ、仕事休んでまでスキーに行く人はほとんどおられないと思いますので、その雪の降り方によって土日にかけてうまいこと降ってくれたらいいですけど、そうじゃなくて、逆に週の月曜日に降って、また週末には融けてしまうというふうなパターンもあるんですね。ですから、そのあたりのところは、払い戻しをしないというふうなことを前提に考えておられたら、ますます宍粟市に来てくれるお客さんは減るんじゃないかなと思います。

それで、やっぱり委員会には市長出てこられませんので、あえて市長に聞きたいんですけど、スポーツ立市と言われる以上、僕はもっと宍粟市の子どもたちが気軽にスキーに行ける、例えば道谷小学校で山村留学をやっておられますけれども、山村留学に来た子どもたちは、1年間おるだけで本当にスキーが上手になって帰っていくんですね。また、スキーができるということが道谷小学校の山村留学の大きな魅力でもあるわけですよ。ですから、体育の授業というのは本当に毎回のようにスキーができるらしいですし、そういうことからいうと、もっと宍粟市の子どもたちにせっかく宍粟市にいるんですから、宍粟市は一つと言われるのであれば、気軽にスキーを体験できて、例えばオリンピック選手を育成できるような、そういう隠れた能力を持っておる子もあるかもしれんですね。でも、それを各学校でやる1日や2日のスキー教室の中ではなかなかそんな能力を発揮できる子どもがおるかどうかというのはわからないと思うんですよ。だから、もっと地元の子どもたち、地元の方が利用しやすい料金体系というのを市長考えな、私はこんな名目だけのことではなかなかお客さんは来てくれないんじゃないかなと。もっと今はサービスをしっかりして、損して得取れという言葉がありますけれども、そういう考え方で今はやってい

かなければならないんじゃないかと思いますが、市長、最後、答えてください。

○議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 私も若いときからスキーは大好きでありまして、よく戸倉あるいはちくさ高原にもお邪魔をしておりました。今おっしゃるように、子どもたちが雪山に親しむというのは大事なことであります。先ほど部長が答えましたとおり、年額の育成券として3,000円、これがいいのか悪いのかは別にしまして、私は現状では子どもたちが家族連れで年間を通して非常に行きやすい金額ではないかなど、過去に比べますと。そういう意味では今後もそういったことも含めて検討していきたいなと思っています。

同時に、スポーツというのはいわゆる強化選手を育てるというスポーツもありますし、家族やあるいは個人で親しむということもあります。両面で今後いろいろ検討していきたいと、このように思います。

○議長（岸本義明君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第63号議案及び第65号議案の2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第63号議案及び第65号議案の2議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7 第64号議案

○議長（岸本義明君） 日程第7、第64号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第64号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、本市では、少子化対策の一環として、乳幼児等医療費助成事業により、中

学生までの入院に係る自己負担額全額と、小学校6年生までの通院に係る自己負担額を全額医療費助成しているところですが、より一層子育てにかかる負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境の充実を図る観点から、中学生までの自己負担額について全額助成を行うとともに、従前のおり所得制限は行わないこととする改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第64号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第64号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時40分に再開いたしますので、それまで休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

少々蒸し暑くなってきました。上着はとっていただいて結構でございます。

日程第8 第66号議案

○議長（岸本義明君） 日程第8、第66号議案、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第66号議案、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公

共団体の数の減及び規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

兵庫県市町災害共済組合は、県下20市町が構成団体となっておりますが、養父市が脱退することとなりましたので、組合格約の団体数の減及び規約の一部を改正するに当たり、各市町の議決が必要となるため提案するものであります。

議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第66号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

ただいまより討論を行います。

本議案に関しましては通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

第66号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第66号議案は、可決することに決しました。

日程第9 第67号議案

○議長（岸本義明君） 日程第9、第67号議案、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本議案については、秘密会を開いて審議したいと思います。

秘密会を開くには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ討論を用いなくて可否を決することに規定されております。

よって、直ちに起立により採決します。

秘密会を開くことに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岸本義明君） 出席議員は18人であり、その3分の2は12人です。

ただいまの起立者は15人であり、所定数以上であります。

よって、秘密会を開くことは可決されました。

議員、事務局職員及び市長、副市長、教育長及び総合病院事務部長以外の説明員並びに傍聴人の退場を命じます。

（説明員及び傍聴人退場）

〔秘密会のため非公開〕

○議長（岸本義明君） 説明員及び傍聴人の入場を許可します。

（説明員及び傍聴人入場）

○議長（岸本義明君） 午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時13分再開

○議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第10 第68号議案～第70号議案

○議長（岸本義明君） 日程第10、第68号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から第70号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第68号議案から第70号議案の補正予算3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第68号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,258万2,000円を増額し、補正後の総額を220億8,258万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、民生費で国民健康保険基盤安定繰出金を見込みの増加により追加するとともに、少子化対策のための寄附金を活用した備品購入費や千種地域における幼保一元化推進経費の追加、さらには生活保護費の支給基準の見直しに係るシステム改修経費を追加計上しております。

また、教育費では、平成26年4月からの菅野小、土万小の統合に伴う学校閉校記念事業補助金を追加するとともに、両校の交流事業のための経費や本年4月から始まった三土中学校校区からの山崎西中学校区への区域外通学に係る遠距離通学補助金を追加計上しております。

さらに、菅野小学校と平成27年4月からの波賀中学校区の学校規模適正化に向けた波賀小学校の学校施設改修経費について、設計監理業務委託料を計上しております。

次に、これらの財源であります歳入につきましては、国庫支出金において生活保護費のシステム改修費用について、全額国庫補助金を見込み、県支出金においては、国民健康保険基盤安定負担金を歳出補正額に準じて追加するとともに、少子化対策事業のための指定寄附金や学校規模適正化推進に伴う市債をそれぞれ計上しており、残りの財源につきましては、前年度繰越金を見込みの範囲内で計上しております。

また、学校施設改修等の設計監理業務委託につきましては、平成26年度までの事業となりますので、債務負担行為の追加をあわせて計上しております。

なお、発生件数が増加している風疹対策につきましては、早急に対応する必要があることから、予防接種の現計予算を活用し、6月1日からの費用の助成を開始いたしました。

続きまして、第69号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、平成24年度の医療費の見込みや平成25年度の所得等が概ね把握できる時期となりましたので、全体予算の整理を行う中で、まず歳出では、療養給付費、高額療養費等の保険給付費の精査を行い、後期高齢者支援金、介護納付金等の所要額の確定や共同事業拠出金の精査を行っております。

これに伴う歳入では、所得等の確定による国保税の精査を行うとともに、国県支出金及び交付金につきましては、医療費等の見込みにより、それぞれ所要額を精査す

るほか、平成24年度繰越金見込み額を財源としており、補正額は歳入歳出それぞれ1億5,089万9,000円を増額し、補正後の総額を47億9,304万4,000円としております。

最後に、第70号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年の損害賠償請求訴訟に関し、このたび原告と和解することについて合意に至りましたので、和解金383万6,000円と裁判に係る弁護士費用等について歳出計上するとともに、歳入につきましては、全額保険金を充当するものであり、補正額は収益的収入、収益的支出それぞれに1,418万1,000円を増額し、補正後の収益的支出の総額を40億9,635万4,000円としております。

以上、補正予算3議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑ですので、出された議案に対する疑問を簡潔にただしていただきたいと思えます。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。簡潔に行いたいと思えます。

一つは、生活保護システムの改修委託料が出ておりますが、これは生活保護、今、国会で審議されて、この前衆議院で通ったようでありますけれども、大変私たちから見ると大きな改悪になるんですけども、それとの関連があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思えます。

それと、私も学校の閉校については、地域の合意が得られたら、やむを得ないのかなという思いでこの間きておったんですけども、最近、市長は見ておられるかどうかわかりませんが、NHKドラマの「島の先生」というのをしています。私あれを見て、やっぱり小規模校は小規模校のよさがあるって、やっぱり道谷なんかでやっておる山村留学というのは残しておかなければならないんじゃないかなというふうなことを思いました。

それで、波賀の中学校区においても一応合併の方向で話がまとまったようでありますけれども、これがもし地域住民からやっぱり学校を残してくれというふうな意見が出た場合には、それを元に戻すということはできるのかどうかですね、そのことをお聞かせいただきたいと思えます。

それと、もう一つは、市長は選挙公約の中でスピード感のある市政をというふうなことを書かれておったと思うんですけども、そういう意味では今回の6月補正、特に一般会計についてはどのような施策が出てくるかということを私は楽しみにしておったんですけども、これを見える限りにおいては、前の市長が言っておったことの補正に当たるのかなというふうな見方しかできないんですけど、市長として私の公約をここへ入れましたというふうな補正に、もしなっておる内容があるのであれば、是非教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 私のほうから2点目と3点目、お答えをさせていただきたいと、このように思います。

まず、学校の関係でありますけれども、基本的には地域の皆さんが納得と理解、これを前提とする。これは当然のことだろうと、このように考えております。

さらにまた、先ほどのNHKのテレビではないですけども、決して小規模校を否定するものでも何でもなし、このように思っています。それは前提であります、特に、今回につきましては、土万、菅野及び波賀地域の学校規模適正化については、それぞれ私も聞いておりますのは、地域の委員会で協議していただいた結果だと、このように認識をしております。各経費を適切な時期に予算計上していると、このように判断をしておるところであります。したがって、閉校を撤回するといったことは私は考えられないと、このように判断をしております。

次に、3点目、スピード感云々、市長の政策のことではありますが、今回の補正予算は提案理由で申し上げたとおり、地方交付税や税収が未確定、またその中での編成というふうな観点で、私にとっては行政の継続性、こういった中で緊急やむを得ないものに限定したものだ、このように考えておりました、したがって、新たな政策は入っておりません。今後、9月以降の予算の中で私自身は検討したいと、このように考えております。

○議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君） 私のほうからは、生活保護システムの改修経費についての御説明をさせていただきます。

御案内のように生活保護基準がこのたび改正をされまして、この平成25年8月分

から3年間をかけて段階的に実施されることに伴う電算システムの改修経費を計上させていただきます。

今回の改正につきましては、生活扶助の見直しということで、その他加算の見直しもございますけども、生活扶助の見直しにつきましては、現行基準からの増減幅がプラスマイナス10%を超えない範囲の中で調整はされております。

具体的な例で申しますと、各種加算等を含めた試算におきまして、例えば40代夫婦と小学生、中学生の4人世帯でありますと、平成27年度からは月額で約1万5,000円の減額になる試算をはじめています。また、60代単身世帯におきましては、逆に約1,000円の増額というふうな形で、それぞれの消費生活実態に合わせた今回の改正でございます。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 学校の規模適正化の委員会でそれぞれの学校のPTAやとか、その役員さんが出ておられて、議事録を読んでその内容はつかんでいるつもりなんですけど、私も一つ勘違いがあったのは、今現在、子どもさんがおられる親がもっと大きな集団で学ばせたいんやというふうな思いをお持ちであれば、統廃合も仕方ないかなというふうな思いを持ってたんですけど、でも、学校というのは、そのときだけの問題じゃないんですね。これから今新たに生まれてくる子どもたちのためのものでもあるわけですね。だから、今そこの学校に通っておる親だけが果たして判断していいものなんだろうかという、私はちょっと疑問に思いました。それで、もし大きな集団で学ばせたいという方があるとすれば、その方はそれぞれスクールバスが出ておりますので、そのスクールバスを利用して自分が望む小学校へ行かれたらいいんじゃないかなと思います。

それは、なぜそんなことを言うかといいますと、三土中学校で土万の子どもたちが、今年、1年生全員、西中へ通わせてしまっているんですね。そういうことを教育委員会が認めてしまっているんですよね。そんなことを認めたら、どんなことになるかということはおそらくおわかりになっているはずで……

○議長（岸本義明君） 岡前議員、途中ですけども、質疑に集中してください。

○15番（岡前治生君） いや、だから、閉校を撤回することができるかどうかということで、今話をしているんです。ですから、私はその理屈からいえば、当然、今、波賀中校区は決まったかのように言われておりますけども、もう一度撤回をして話し合うべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 細かなことにつきましては、担当部長のほうからお答え、よろしいか。私のほうとはして先ほど申し上げたとおり、それぞれ地域の委員会でそれぞれの代表者が出られておると、このように認識しておりますし、私は将来に生まれてくる子どもも含めてですが、今の大人が責任持って判断をすると、このことが非常に大事だろうと、このように思っています。

したがって、結論から申し上げて、地域の委員会でいろいろ協議されて、その方向に向かっていこうということについて撤回する、このことについては考えられないと、このように判断しております。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 市長は、住民の皆さんとの対話を大切にすると所信表明でもおっしゃっておられます。もし、さっきも言いましたけれども、地域住民からやっぱり地域の学校を残してくれという要望書が出てきた場合は、どうされますか。

○議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 仮定の話でありまして、それに対してどうのこうのいうのは私は今回答弁はできませんが、基本的に学校というのは誰のための学校かということが大事だと、このように考えておりまして、したがって、子どものために今の大人が責任持って判断する、非常に重要な部分だと、このように認識しております。

○議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わりたいと思います。

お諮りします。

ただいま議題となっております第68号議案から第70号議案までの3議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第68号議案から第70号議案までの3議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第11 請願第2号

○議長（岸本義明君） 日程第11、請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成26年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第2号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

請願第2号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月12日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時30分 散会)